

パシフィック・ビーチ・ホテル争議勝利解決報告

—新たな国際連帯の模索 (上)

高須裕彦

一橋大学大学院社会学研究科フェアレイバー研究教育センター

目次

はじめに

一 当事者

二 PBHにおける組合組織化と争議の経緯

(以上、本誌本号掲載)

(以下、本誌一七九四号掲載)

三 闘いの到達点と課題

おわりに

闘いの年表…日本からの支援を中心に

はじめに

ハワイのワイキキにあるパシフィック・ビーチ・ホテル (Pacific Beach Hotel: 以下、「PBH」という) における一〇年余にわたる労働組合つぶしと中心的な活動家や労働者など三二名に対する二〇〇七年一二月の解雇をめぐる労働争議は、二〇一三年一月一四日に全面解決した。経営は反組合の方針を全面的に転換し、二〇一

三年一月よりホテルの運営を運営会社へ委託し、雇用してきた労働者を全員転籍させた。全米港湾倉庫労働組合 (International Longshore & Warehouse Union: 以下、「ILWU」という) 一四二支部は新しい運営会社へ使用者と交渉の末、労働組合の基本的な権利 (ユニオンショップやチェックオフ条項を含む) や労働条件を定めた労働協約を勝ち取った。

宿泊客の約八割が日本人であるので、AFL—CIOとILWUの要請を受けて、国際運輸労連 (ITF) 東京事務所、全日本交通運輸産業労働組合協議会 (交運労協、ITF—JC)、全日本港湾労働組合 (全港湾)、全国港湾労働組合連合会 (全国港湾)、日本労働組合総連合会 (連合)、国際食品労連日本加盟組合協議会 (IUFI—JCC)、サービス連合 (旅行会社を組織)、Labor Now などが、争議支援のための「相談会」を開催して、産業やナショナルセンターの枠組みを超えて、相互に連携して支援してきた。同時に、日本から宿泊客を送り

出す旅行会社や業界団体の日本旅行業協会 (以下、「JATA」という) はPBHとの関係で重要な位置にあり、私たちの要請に対して争議解決に向けて様々な協力をいただいた。そして、なによりも当該労働者たちの不屈の闘いが勝利を導いた。

また、本争議は企業再編手法を使った争議でもある。オーナー会社の直営であったホテルの運営を管理運営会社へ委託し、従業員を転籍、そして、突如、委託契約を解除して、委託先に転籍させた従業員を再度「採用」する。その過程で、「採用」差別を行ない、中心的活動家たちを解雇して、争議が勃発した。そして、冒頭に記述したとおり直営をやめて、再度委託することによって、ホテルのマネジメントを入れ替えて、争議を解決した。

筆者は本争議に、ILWUから委嘱を受けて、日本におけるILWUの連絡先 (ILWU Japan contact person) として、ILWUと日本の労働組合との連絡や調整および日本の支援体制の組織化やボイコットキャンペーンの調整に関与してきた。まさに、本争議の支援者、一当事者として関わった。そこで、本稿では、その視点から、本争議を紹介し、私たちの国際連帯運動の到達点と課題を明らかにしたい。以下、本争議の関係当事者、争議の経緯、日本からの支援運動、闘いの到達点を順番に論ずる。

一 当事者

1 パシフィック・ビーチ・ホテルについて

米国ハワイ州・オアフ島、ホノルルのPBHは、ワイキキ・ビーチ沿いに立地する、^①八三七室を有する大規模ホテルである。従業員数は約四〇〇名である。



パシフィック・ビーチ・ホテル前抗議集会(2008年12月1日)

地元ハワイの日系人実業家ハーバート・T・ハヤシ (Herbert T. Hayashi) によって設立されたHTH Corporation(以下、「HTH社」という)が所有するホテルである。^②HTH社は、この他に、オアフ島内にアパートや小売店舗を含む複数の営業用不動産を所有している。PBHは完全にHTH社に所有されており、大企業やホテルチェーンの一部ではない。

二〇〇五年にハーバート・ハヤシは死去した。HTH社のCEOは、娘のコリン・ワタナベ (Corine Watanabe) が引き継ぎ、現在はChairwoman(会長)かつCEOである。二〇〇九年六月二日にジョン・ハヤシ (John Hayashi: コリンの息子) がPresident(社長)に就任した。PBHの実際の労務管理は、ロバート・ミニコラ (Robert Minicola) 副社長(争議解決後退任)によって行なわれてきた。PBHの宿泊客の七五%から八〇%は日本からで、大部分は団体客(パッケージツアー客)であると推定されていた(二〇〇八年一月、ILWU調査)。

2 ILWUについて

ILWUは、米国・カナダの西海岸ならびにハワイ州の港湾労働者、物流、運輸、農業、セメント、観光、ホテルをはじめ様々な産業で働く労働者を組織する労働組合である。ILWU一四二支部がハワイ州において二万二〇〇〇人を組織している。同支部がPBHの従業員の組

織化にあたってきた。なお、ILWUは、米国最大のナショナルセンターであるAFL-CIOに加盟している。GUF(国際産業別労働組合組織)はITF(国際運輸労連)に所属している。日本の全日本港湾労働組合(全港湾)とは、争議発生時の相互支援協定を結ぶ姉妹組合である。

二 PBHにおける組合組織化と争議の経緯

1 組合組織化と組合認証をめぐる闘い

二〇〇二年一月に、PBHの労働者たちは、ILWUの働きかけで組合の組織化をスタートした。HTH社は多数の警備員を導入して労働者を威圧、管理職との一対一の面接やグループ会議、脅迫や金銭提供などアメとムチの政策で、組合支持者たちを孤立させていった。

組合代表選挙は二〇〇二年七月三十一日に予定された。経営は選挙の最終段階に威圧的な会議を開催し、従業員たちに組合支持の投票をしないよう求めた。組合は「全国労働関係局」(以下、「NLRB」という。日本の労働委員会に相当する連邦政府機関^③)のサンフランシスコ地方支局(日本の地方労働委員会に相当)に使用者の不当労働行為によって公正な選挙が行なわれなかったとして再選挙を申し立てた。二〇〇三年二月にNLRBサンフランシスコ地方支局

は、申し立てを認めて、再度、組合代表選挙を行なうよう命令した。HTH社は、それに対して異議申し立てをしたが、ワシントンDCのNLRBの局委員会（日本の中央労働委員会にあたる）は二〇〇四年六月に異議申し立てを棄却し、再選挙を命じた。

二回目の代表選挙は二〇〇四年八月に行なわれ、過半数がILWUを支持する投票を行なった。HTH社は投票者の資格について数多くの異議申し立てを行ない、選挙結果を受け入れることを拒否した。二〇〇五年八月、NLRBは一票差で過半数の従業員が組合を支持したと認定して、ILWUの代表権を認証した。

2 争議の勃発

―PBHの運営の委託（転籍）―委託中止（選別採用）

交渉は二〇〇五年一月に始まったが、HTH社は組合権保障と組合費のチェックオフ（賃金から組合費の控除）を拒否して、行き詰まった。組合権保障は、ユニオンショップのことで、ホテルの全労働者に組合加入と組合費の支払いを義務づけるものである。これらの条項は、州内のいずれのホテルの労働協約に含まれている。二〇〇六年から二〇〇七年を通じて、労働者たちは公正な労働協約を支持して、集会やデモ、ピケットを行なった。PBHの労働者の七五％は協約交渉の迅速な解決を支持する要請書に署名した。

二〇〇七年一月、HTH社はPBHの所有

者にとどまりつつ、アウトリガーリゾート社（Outrigger Resorts）のホテル管理運営会社「パシフィック・ビーチ・ホテル・マネジメント」（以下、「PBHM社」という）へPBHの運営を委託し、同時に、全従業員をPBHM社に転籍させた。PBHM社は労働協約の交渉を引き継いだ。二〇〇七年三月に、労働者の過半数が公正な労働協約を求める第二の要請書に署名した。

二〇〇七年八月、HTH社は、突然、二〇〇七年二月一日付けでPBHM社との運営委託契約を解消し、全従業員は再度HTH社の従業員になると発表した。その後、HTH社は、「新たな」法的使用者であるので、すべての従業員は、新たに「応募」しなければならないと発表した。応募書類には「随意」従業員（“at will” employee）に応募すると述べる誓約を含んでいた。従業員たちは、会社に関して否定的なことを言わないという誓約書への署名を求められた。

二〇〇七年二月一日、HTH会社は、PBHの約四〇〇名の従業員のうち三二名の「採用」を拒否し、解雇した。さらに雇用する従業員の労働時間や地位、その他多くの職務内容を変更した。解雇された労働者たちには、交渉委員会と内部組織化委員会の三分の二のメンバーが含まれていた。二月一日に、「新」使用者（HTH社）は、組合を承認しないし、団体交渉は打ち切ると発表した。

二月一日以降、HTH社は、組合と交渉することなく、一方的に、客室係が一日に清掃を義務づけられる部屋の数を一六から一八、または一五から一七に増やすことを含む多数の労働条件を不利益に変更した。

3 労働者と組合の闘い、支援の拡がり

ILWUとPBHの労働者たちは、「採用」拒否を不当な解雇、すなわち組合つぶしを狙いとした不当労働行為であるとして、解雇の撤回と組合承認、誠実な交渉を求めて闘いをスタートした。二〇〇八年二月、NLRBに、解雇や労働条件変更、団体交渉拒否などについて不当労働行為救済の申し立てを行なった。

ハワイ州AFL-CIOと傘下の労働組合、地域コミュニティの諸組織は、組織化と争議を支援するために、「ビーチに正義を」(Justice at the Beach)を結成して、支援運動を進めきた。二〇〇七年二月初めには、PBHに対するボイコットを呼びかけた。同組織は、四〇を超える地元の社会運動組織やフィリピン系コミュニティ組織（PBHの労働者の多くはフィリピン系である）、一三名の州議会議員、ダニエル・アカカ（Daniel Akaka）連邦上院議員（二〇一三年一月退任）が含まれている。

ILWUと「ビーチに正義を」はPBH前での抗議行動やビラまき、ボイコットを展開してきた。二〇〇八年二月一五日に、AFL-CIO「本部（アメリカの労働組合の最大のナショ



日本から届けた6万5000筆の争議解決要請署名と
解雇されたランディさん (2008年12月)

ナルセンター、一〇〇〇万人)は全国規模のボイコットを支持すると発表した。

4 日本への支援要請と支援運動のスタート

二〇〇八年一月一二日、筆者は、ゴードン・レイファー (Gordon Lafer: オレゴン大学レイパーセンター、当時ILWUの委嘱を受けてPBH争議支援のコーディネーターを務めていた) から電子メールで連絡を受けた。その内容は日本での争議支援体制づくりに関する協力の要請であった。いかなる立場で争議支援に関与するか、レイファーやILWUと協議の末、筆者はILWUの委嘱を受けて、ILWUの日

本における連絡先 (ILWU Japan contact person) として関与することとした。主たる任務はILWUと日本の支援組織との連絡・調整、日本からの争議支援の組織化と具体的なキャンペーンの立案・調整・具体的実施を進めることである。筆者は、ITF東京事務所、交運労協、全港湾、全国港湾、連合総合国際局、IUFW-JC、サービス連合と連絡を取り、日本からの支援の進め方について相談と調整を進めた。その結果、これらの関係者が組織を超えて、臨機応変に、実務的に連携しながら支援を進めていくように、恒常的な「支援組織」を作らず、随時「相談会」を開催しながら取組みを検討し、進めることとした。二〇〇八年三月一〇日に第一回相談会を開催した。以後、連絡を取った前述の各組織の担当者が相談会に参加し、支援活動を進めた。

三月一五日、「AFLECIO」のスイニー会長は、連合の高木会長へPBH争議への支援を要請した。連合は四月一七日の中央執行委員会で同争議への支援とPBHの使用を控えることを決定した。前後して、日本の主要な旅行会社やホテルを組織するサービス連合や交運労協、全港湾、全国港湾、IUFW-JCCもPBH争議支援を決定し、抗議文をHTH社へ送り付けるなど取組みをスタートした。四月一七日には、ITF東京事務所、交運労協などを中心に、有楽町マリオン前で宣伝行動を行なった。

行ない、労働争議を引き起こしているPBHへの日本からの送客を可能な限り減らし、経済的に締め上げることであった。そのために、旅行会社が加盟するJATAや主要旅行会社と争議解決のための協力要請を繰り返し行なった。JATAは日本の労働組合からPBHの争議情報の提供があった事実をJATAの海外旅行委員会に流し、四月一四日には、ホテルで開催されていた日本ハワイ観光協議会に出席していたJATAのハワイ担当副部長が争議情報の収集のためにILWUの代表と面会するなどの対応を行なった。

五月五日から一〇日まで日本から高須と青野恵美子 (映像制作者/Labor Now) がホテルを訪ね、ILWUと今後の争議戦略を相談し、争議紹介ビデオ制作のために撮影を行なった。六月二九日に、争議紹介ビデオ『ハワイに滞在予定のあなた必見です!!! (Part1)』(四分三五秒)をYouTubeにアップ、現在までに約九万回のアクセス件数を記録する大ヒット作品となった。

ILWUは二〇〇八年七月六日から一〇日に、代表団 (ガイ・フジムラ (Guy Fujimura) ILWU一四二支部財務・書記長、PBHで解雇された当該労働者のバージニア・リカイド (Virginia Recaido)) を日本に送り、日本の支援組織・労働組合と共に、集会や宣伝行動、JATAや主要旅行会社への要請、記者会見などに取り組んだ。

解雇から一周年の二〇〇八年二月一日には、日本から訪問団（和田茂（ITF東京事務所）、藤木茂（全国港湾・ITFインスペクター）、伊藤彰信（全港湾）、青野、高須の五名で構成）を送った。交運労協が集めた六万五〇〇〇筆の争議解決要請署名を持参して、ホテル前での抗議集会に参加した。HTH社に提出しようとしたが受け取りを拒否された（後日、ILWUから郵送した）。

このように、支援を始めた初期の段階で短期間に、関係者が相談会を軸に連携する枠組みを作り上げ、各組織からの抗議文の送付や争議解決要請署名の取組み、訪問団の派遣、宣伝用の映像制作などを進めることができた。しかし、ここから解決まで、さらに四年の月日が必要であった。

5 争議の新たな展開

(1) サンライフ社とカナダ・フィリピンへの支援運動の拡がり

ILWUの調査により、カナダ・トロントに所在するサンライフ社（Sun Life：生命保険会社）が、HTH社の不動産に三八〇〇万ドル、二五年の抵当権を設定していることが明らかになった。そこで、ILWUはカナダ労働組合会議（Canadian Labour Congress）とオントリオ労働総同盟（Ontario Federation of Labour）に連絡を取り、二〇〇九年五月二二日のサンライ

フ社の株主総会（トロント）への宣伝行動を実施した。株主総会の乗り込んで、PBH争議についての見解をただした。AFL-CIOを通じて組合関係の年金基金から要請書を送付するなど取組みを進めた。また、マニラにサンライフ社の支社があるので、AFL-CIOを通じて、フィリピン労働組合会議（Trade Union Congress of the Philippines）と自由労働者同盟（Federation of Free Workers）に支援要請をし、両組織はPBHに対するボイコットへの賛同を機関決定し、サンライフ社マニラ支社前での宣伝行動を実施した。これらの取組みの結果、HTH社の経営状況を危惧したサンライフ社は、HTH社の経営状況の調査などを行なった。

(2) 調査委員会報告

二〇〇九年一〇月、地元キリスト教会の牧師やハワイ大学の教授などの有識者で構成される第三者の「調査委員会」がPBHの労使関係について実態調査を行ない、報告書を発表した。同委員会は、組合支持者・不支持の者を含む三八名の従業員の証言を聞き、経営側が組合支持者に対する嫌がらせや脅迫、差別を行ない、結果として顧客に対するサービスの質を落としているなどの実態を明らかにした。同委員会はハワイの社会全体のためにも、地域コミュニティが争議の解決策を考え出して、一日も早く解決することを提言した。

(3) NLRBサンフランシスコ地方支局の不当労働行為救済命令

組合によるNLRBへの不当労働行為救済の申し立て（二〇〇八年二月）については、二〇〇八年八月二九日に、NLRBホルル準地方支局長（検事に相当）により、調査の結果、申し立てに理由があるとして、「救済請求状」を発せられ、審判手続きが始まった。二〇〇八年一月と二〇〇九年二月に審問（証人尋問）が開かれ、審問の最後に和解が勧告されて結審した。二〇〇九年九月三〇日、NLRBサンフランシスコ地方支局の行政法審判官（裁判官に相当）は、組合の主張を全面的に認める不当労働行為救済命令を発した。

◎不当労働行為救済命令の内容

「使用者側の不当労働行為事実」

- ・労働協約の締結を意図しない不誠実な団体交渉。
- ・組合支持に関する従業員への強制的な調査と組合活動や組合支持に関する尋問。
- ・従業員の排他的交渉代表としての組合承認の撤回と団体交渉の拒否。
- ・組合活動を理由とする七名の交渉委員らの解雇。
- ・組合と交渉を経ないで一方的に実施された労働条件の変更。

- ・交渉に必要な情報提供の拒否。
- ・組合を支持したら解雇するか、無限定の懲罰を科するとの従業員に対する脅迫など。

【命令内容】

- ・上記不当労働行為の中止・禁止。
- ・七名の交渉委員らの解雇を撤回し、復職させ、賃金を解雇時点まで遡って支払うこと。
- ・交渉にかかった経費を組合に支払うこと。
- ・ただちに従業員の排他的交渉代表として組合を承認し、誠意をもって組合との団体交渉に応じること。
- ・組合の同意なしに一方的に実施した労働条件の変更を撤回し、従前の労働条件を回復し、損害を補償すること。
- ・組合が求めた情報の提供。
- ・ポストノータイス（不当労働行為を行わないことと命令内容を履行することなどの掲示）など。

HTH社は、ワシントンDCの局委員会(Board)に異議申し立てを行なった。

(4) 連邦ホノルル地裁の暫定救済履行命令

二〇一〇年一月七日、NLRBは連邦ホノルル地裁に救済命令を履行させる命令(Injunctive Relief)を求める訴訟を提起した。審理過程で和解勧告があったが、会社が応じないため、連邦ホノルル地裁は二〇一〇年三月二十九日に暫定救済履行命令を決定した。本命令は局委員会の

命令が出るまで効力を継続し、命令違反は裁判所侮辱となる。

◎ホノルル地裁の救済履行命令の主要な内容

(1) 履行状況

- ・会社は組合を承認し、誠意をもって交渉すること。
- ・協約交渉に復帰し、暫定的に締結されていた協約を尊重すること。
- ・四月五日までに五名を前職に復職させること(↓復職したが、後日一名を別の理由で解雇)。
- ・二〇〇七年二月一日以降の一方的な労働条件変更についてはただちに無効とすること(↓従前の労働条件に戻ったが、再度改悪)。
- ・労働関係法で保障された権利行使を妨害し抑圧するいかなる行為もやめること。
- ・命令書の写しを掲示すること(↓掲示はしたが、命令内容を正確に記載していない)。
- ・四月八日までに、NLRBの職員の出席のもと、会社施設内で労働時間中に従業員に対して、命令書の内容を読み上げること(↓ミニコラ副社長が実施した)。

HTH社は連邦ホノルル地裁の救済履行命令を不服として控訴したが、二〇一一年七月十三日、連邦第九巡回控訴裁判所は、連邦ホノルル地裁の救済履行命令を是認して、控訴を棄却した。会社は連邦最高裁に上訴したが、連邦最高裁は、二〇一二年三月二十六日上訴を棄却した。

連邦ホノルル地裁は、二〇一一年一月二十九日、暫定履行命令違反に対する裁判所侮辱を認容し、会社以後日再度解雇した一名の損害を賠償するよう命令する。

(5) NLRB局委員会の不当労働行為救済命令

NLRB局委員会(Board)は、二〇一一年六月一四日に、会社の異議申し立てを棄却し、関係会社を単一の使用者として認定し、地方支局命令より労働側に有利な救済命令を発した。

◎局委員会命令の主要な内容

- ・一二項目の不当労働行為をやめること。
- ・全国労働関係法を施行するために必要な以下の積極的な行為を行なうこと。
- ・七名(交渉委員)に不利益なしの現職復帰を申し出て、損失を補償し解雇記録を取り消すこと。
- ・一方的に導入された九〇日間の試用期間規則により解雇された者に不利益なしの現職復帰を申し出て、損失を補償し、解雇記録を取り消すこと。
- ・排他的交渉代表である組合と合意に達したときは、署名された協約を作成して合意内容を具体化すること。組合認証は、会社が命令に従ってから一二ヵ月延長すること。
- ・誠実な交渉のために、交渉開始から二〇〇七年二月一日までに合意された暫定労働協約を復活させること。

・二〇〇七年一月一日に組合との交渉なしに解雇したすべての従業員に不利益なしの現職復帰を申し出て、損失を補償し、解雇記録を取り消すこと。

・二〇〇七年一月～二月に一方的に導入された労働条件変更を廃止し、損失を補償すること

・組合が二〇〇七年から二〇〇八年に要請した情報を提供すること。

・交渉開始から二〇〇七年一月一日までに団体交渉で発生した経費を組合に支払うこと

・バックペイの計算に必要な記録を提出すること。

・ポストノータイス（命令内容などの掲示）。

・会社の役員が従業員の前で命令内容を読み上げる。

・命令履行報告を行なうこと。

翌六月十五日、NLRBは連邦第九巡回控訴裁判所に救済命令を履行させる命令（Injunctive Relief）を求める訴訟を提起した。七月二三日、HTH社は連邦第九巡回控訴裁判所に救済命令の取り消し訴訟を申し立てたが、二〇一二年九月六日、同裁判所はNLRB局委員会救済命令を是認。HTH社は期限までに上訴せず命令は確定した。

(6) NLRBサンフランシスコ地方支局の救済命令（追加申し立て分）

二〇一一年九月二三日、NLRBサンフランシスコ地方支局行政法審判官の救済命令が交付された（追加申し立て分）。その内容は、復職後再度解雇された一名の解雇を撤回し、職場復帰をさせること、組合オルグの施設への立ち入りを認めること、清掃客室数の一方的な増加を撤回することなどであった。

二〇一一年一月二二日、連邦ホノルル地裁が九月一三日付けの命令に関する暫定履行命令を出した。

(7) 日本からの支援運動の展開

その後の日本からの支援運動は、約一～二ヵ月に一回の頻度で、相談会を開催しつつ、各組織・傘下単組・支部などからの争議解決要請書の一斉送付、組織内の宣伝などを進めた。命令や判決、訪問団の派遣にあわせて、二〇〇八年一月二二日PBH争議支援代表団派遣報告集会、二〇〇九年一月一六日PBH争議報告集会、二〇一〇年五月三一日PBH争議報告集会（宮里邦雄弁護士のアメリカの不当労働行為制度に関する解説）、二〇一一年九月九日PBH全国労働関係局勝利命令報告集会（宮里邦雄弁護士のアメリカの不当労働行為制度と命令内容の解説、ウエスリー・フルタド〈Wesley

Furudo: ILWU本部副委員長〉、ガイ・フジムラ〈Guy Fujimura: ILWU一四二支部財政・書記長〉発言）、二〇一二年三月七日PBH労働争議支援ハワイ訪問団報告会を開催した。二〇一〇年三月にはサーブス連合が二万枚のビラを制作し、組織する旅行会社の組合員全員に配布するなど宣伝活動を強化した。

二〇一二年二月一日から一九日にハワイへ訪問団派遣（二一名参加…真島勝重ほか全港湾六名、田口彬登〈ITF東京事務所〉、藤木、平野太一〈Labor Now〉、高須）し、現地での抗議集会への参加し、ハワイ州宿泊観光協会とハワイ州観光局、州副知事、州議会民主党議員団に争議解決に向けた協力を要請した。

また、旅行会社やJATAへの要請も引き続き行なった。その結果として、JATAは二〇一二年五月に、HTH社に対して、争議解決を要請する書面を送付した。また、同時に日本の旅行会社の現地法人からもHTH社に争議解決を要請した会社があった。これらがHTH社に強いインパクトを与え、争議解決への一つのきっかけになったと思われる。

(8) 争議解決と労働協約の締結

こうして迎えた二〇一二年秋、HTH社は、裁判所の暫定履行命令が出ているため、解雇した当該労働者を職場復帰させ、団体交渉にも応じざるをえない状況に追い込まれていた。二〇一二年九月六日、連邦第九巡回控訴裁判所は、

NLRB局委員会の救済命令を是認する判決を出した。これに対して、HTH社は上訴せず命令は確定した。

二〇一二年一月五日、HTH社は、PBHの従業員に対して、「二〇一三年一月八日より、PBHの管理運営をHighgate Hotels LP（以下、「Highgate社」という）に委託し、従業員は同社へ全員転籍する」ことを通知した。労働者調整・再訓練予告法（Worker Adjustment and Retraining Notification Act：事業所の閉鎖やレイオフなどを行なう場合は六〇日前の予告が義務づけられている）にもとづく予告であった。

以後、ILWUはHighgate社と交渉を続け、一月二十九日に、労働協約の内容に関して合意に至った。協約には、三年間で合計一三％の賃金引き上げ、これまで懸案事項となっていたユニオンショップや組合費のチェックオフなどが盛り込まれた。年が明けて二〇一三年一月九日から一〇日にPBHの組合員批准投票を行ない、批准を受けて、ILWUは一月一四日に、争議解決とボイコットの中止を発表した。一月二十八日に労働協約を調印した。これをもって争議は全面解決となった。

三月四日に、ILWUはPacific Beach Get-Together（PBH争議解決報告集会@ホノルル）を開催し、六〇名以上のPBH労働者、ILWUの役員と他の交渉単位の代表、フィリピン系コミュニティ、調査委員会、ホノルル市長、多数の州議会議員、PBHの総支配人、人事部長、

Highgate社副社長が参加し、争議解決が盛大に祝われた。

四月二十四日から四月二十八日に、ILWU代表団（ガイ・フジムラ〈Guy Fujimura：ILWU一四二支部財政・書記長〉、カール・リンド〈Karl Lindo：ILWUオアフ地区ビジネスエージェント〉、カペナ・カナイウプニ〈Kapena Kanaiupuni：ILWU・PBH交渉単位代表／PBH労働者〉）が来日し、JATAや支援組織を訪問した。そして、四月二十六日、代表団を招いて争議解決報告集会を開催した。これをもって、日本からの支援運動は終結した。（二七九四号につづく）

（１）住所：2490 Kalakaua Avenue, Honolulu, Hawaii, 96815 USA

（２）一九七〇年にPBHを購入。

（３）アメリカの不当労働行為制度やNLRBに関しては、中窪裕也『アメリカ労働法 第二版』（弘文堂、二〇一〇年）を参照。

（４）PBHを交渉単位とする排他的交渉権をILWUに認めたことを意味する。

（５）労働協約締結に向けて交渉が進展したら、突然、委託契約を解消すると発表がなされた（Guy Fujimura〈ILWU一四二支部財政・書記長〉への聞き取り、二〇一三年四月二六日）。

（６）随意雇用（Employment-at-will）はいつでも解約可能な雇用のこと。すなわち、退職も自由だが、解雇も自由である。

（７）このまでの経緯は、Gordon Lafer, "Pacific Beach Hotel Boycott: Background and Factsheet", February 16, 2008 ならびに同 March 20, 2008 による。

（８）レイファーはUCLAレイバーセンターのケン・ウォン（Kent Wong）に相談し、筆者に連絡を取るようアドバイスを受けたそうである。

（たかす ひろむ）